

識学 GrowthMarketing 利用規約

第1条（目的）

この規約は、株式会社識学（以下「当社」といいます）が提供する識学 GrowthMarketing（以下「本サービス」といいます）の利用について定めるものです。以下この規約を「本規約」といい、本規約に基づく当社と利用者との間の契約を「本契約」といいます。

第2条（定義）

本サービスとは、当社が当社の持つ識学のノウハウに基づき利用者に対して行うマーケティング活動に関するコンサルティング及び BPO 業務全般、並びに当社が別途定める第三者ベンダーのクラウドサービスの代理販売をいいます。

第3条（役務の内容）

1 本サービスにより提供される役務（以下「本役務」といいます）の内容は次の各号の通りとします。詳細は、別紙（当社が利用者に提示した営業資料）のとおりとします。

- ① SGM 戦略プラン
- ② SGM 組織プラン
- ③ SGM 戦略・組織パック
- ④ SGM コンサルティング・パック
- ⑤ SGM トライアル（アセスメント&レビュー）
- ⑥ SGM BPO オプションサービス
- ⑦ SGM パートナー商品 / Bow Now
- ⑧ SGM パートナー商品 / LP Builder
- ⑨ SGM パートナー商品 / サスケ
- ⑩ SGM パートナー商品 / パスカル
- ⑪ SGM パートナー商品 / C・S・D 営業プロセス・エンジニアリング
- ⑫ SGM パートナー商品 / その他当社が別途定めるクラウドサービス等
- ⑬ その他前各号に付帯する本サービスおよび当社が定めた役務

2 前項に定めのない業務については、当社と利用者が協議し定めるものとします。

3 利用者は、本サービスのうち本条1項⑦～⑩及び⑫に定める SGM パートナー商品（以下「パートナー商品」といいます）を利用するにあたり、当該パートナー商品の提供ベンダーが定める利用規約、約款その他諸規定（以下「ベンダー規約等」といいます）の内容を承諾し、これを遵守するものとします。当社は、各パートナー商品に適用されるベンダー規約等を、契約締結時に書面又は電磁的方法により利用者に通知するものとします。主なパートナー商品に適用されるベンダー規約等は以下のとおりです。

- (1) Bow Now・LP Builder：クラウドサーカス株式会社「ソフトウェア共通約款」 (https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf)
- (2) サスケ：株式会社インターパーク「サスケ Works 利用約款」 (<https://www.saaske.com/information/rule.htm>)
- (3) パスカル：株式会社オロパス「パスカル利用規約」

(<https://www.pascal.jp.com/agreement.html>) および「パスカル記事作成代行利用規約」 (<https://www.pascal.jp.com/writing-agreement.html>)

4 利用者がベンダー規約等に違反したことにより、提供ベンダーから当社に対して損害賠償請求その他の請求がなされた場合、利用者は当該請求に基づき当社が被った損害（弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。

第4条（役務の提供場所および期間）

1 本役務を提供する場所は、当社と利用者が協議し定めた場所とします。

2 本サービスは、発注書受領後に当社と利用者との間で打ち合わせした日程で行うものとします。なお、第3条1項に定める役務のうち、SGM パートナー商品およびSGM BPO オプションサービスを除く役務については、役務提供開始日から最長でも 16 週（以下「最長期間」といいます）の間に完了するものとします。

3 当社都合以外の事由により、最長期間を超えた場合には、役務の提供を保証致しかねます。

4 役務提供開始後、当社より毎月末から3営業日以内に役務提供状況を確認するメールを送付します。内容に相違があるか確認頂き、メール受領日から3営業日以内にご返信ください。なお、3営業日以内に本役務の提供に係る不備や不足の存在および内容について明記されたご返信が無い場合、提供内容に問題が無かったものとみなされます。

5 役務提供完了後、すべての役務提供が完了した旨を証する書面を送付しますのでご返信ください。なお、3営業日以内にご返信がない場合、すべての役務提供が不備や不足なく本契約に従い完全に履行されたものとみなされます。

第5条（料金および支払方法）

1 本役務の料金は、当社が別途定めた料金表の通りとします。

2 前項の料金は、当社により適宜変更することがあります。

3 本役務の料金の支払いは当社の指定する口座に振り込むこととします（振込手数料は利用者負担とします）。また、第4条により、定めた場所が当社の営業拠点から100km圏外となる場合、利用者は当社に対し、別途出張基本料金・往復交通費・場所代・宿泊費等を支払うものとします。なお、当社が定めた支払期日を超過しても本役務の料金の支払いが行われない場合は、本サービスの役務の提供を停止する可能性があります。

4 分割での支払いに関して、利用者都合による支払い遅延が1回でも発生した場合、何らの催告を要することなく期限の利益を喪失するものとし、利用者は直ちに料金全額を支払うものとします。

5 契約締結後に消費税法改正に伴い消費税率が変更され、契約成立後に請求させて頂いた消費税の金額と、現実にご負担頂くべき消費税の金額に差額が生じる可能性があります。なお、消費税額に差額が生じた場合には、税率変更日以降に差額分を請求させて頂きます。

6 支払期日までに本役務の料金の支払いが行われない場合、期日の翌日から支払い完了日まで、年 14.6%の遅延損害金が発生します。

第6条（解約について）

1 利用者は、解約希望日の1か月前までに当社に書面又は電磁的方法で通知することにより、本契約を解約することができるものとします。ただし、本役務の提供期間中に解約される場合でも、当社が解約時まで受領した料金については返金しないものとし

ます。

2 前項本文に基づく本契約の解約日が月の末日以外の日である場合、利用者は解約日が属する月の料金の全額を当社に支払う（支払い済みの場合は当社は返金しない）ものとします。

3 前各項の定めにかかわらず、月額課金型のパートナー商品（第3条1項⑦Bow Now・⑧LP Builder・⑨サスケ・⑩パスカル（SEO分析ツール）およびその他当社が月額課金型として提供するパートナー商品をいう。）については、利用者は以下の各号に定める期日までに当社所定の解約申込書を当社に提出することにより、解約の申出を行うものとします。利用者は、当該パートナー商品の提供ベンダーが定める解約通知条件に基づき当社が設定する当該期日を、契約締結時に当社が別途書面にて通知することを了承するものとします。

（1）第3条1項⑦Bow Now・⑧LP Builderについては、解約申込書を当月15日までに当社に提出した場合は翌月の末日を合意解約日とし、16日以降の提出の場合は翌々月の末日を合意解約日とする。

（2）第3条1項⑨サスケについては、解約希望月の3ヶ月前の末日までに当社に書面にて通知するものとする。

（3）第3条1項⑩パスカル（SEO分析ツール）については、解約希望日の45日前までに当社に書面にて通知するものとする。なお、当該ツールの最低契約期間は6ヶ月とし、6ヶ月経過後は1ヶ月ごとの自動更新とする。

（4）その他月額課金型のパートナー商品については、契約締結時に当社が別途書面にて通知する期日までに当社に書面にて通知するものとする。

4 利用者が前項に定める期日を遵守しなかったことにより、当社がベンダーへの所定の通知を期限内に行えず損害が生じた場合、利用者はその損害を賠償するものとします。また、所定の期日までに解約の申出がない場合であっても、当社の利用者に対する当該パートナー商品に係る代金請求権は消滅しないものとします。

5 本条第1項の定めにかかわらず、利用者が第3項に定める月額課金型パートナー商品の契約期間中に解約する場合、解約月の翌月以降の契約期間満了日までの残余期間に対応する月額利用料を一括して当社に支払うものとします（振込手数料は利用者負担とします）。

6 都度発注型のパートナー商品（記事作成代行等、利用者の個別の発注に基づき当社が役務を提供するものをいう。）については、前各項の定めは適用せず、発注後のキャンセルの取扱いは以下の各号のとおりとします。

（1）第3条1項⑩パスカル（記事作成代行）については、発注後のキャンセルにつき、進捗に応じて以下のキャンセル料が発生する。

- ① 構成案着手前：発注金額の25%
- ② 構成案後・執筆前：発注金額の50%
- ③ 執筆中・執筆後：発注金額の100%

（2）その他の都度発注型パートナー商品については、当該パートナー商品に適用されるベンダー規約等および契約締結時に当社が別途通知する条件によるものとする。

第7条（規約の変更）

1 当社は、利用者への事前通知をもって、本規約を変更することができるものとします。変更内容は当社ウェブサイト上への掲示または個別通知により告知し、告知後に利

用者が本サービスを継続利用した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。

2 前項の定めにかかわらず、利用者に不利益を及ぼす変更については、変更日の1ヶ月前までに個別通知するものとします。

第8条（再委託）

1 当社は、本役務の全部または一部を自らの責任および管理のもと、利用者の事前承諾なく第三者に再委託することができるものとします。

2 当社は、前項に基づき、本業務の全部または一部を第三者に再委託した場合、当該第三者にも本契約を順守させるものとします。

第9条（秘密情報・個人情報の定義）

1 秘密情報とは、利用者および当社が、相手方から提供された情報および本規約に関連する情報であって、ノウハウ、アイディア等の営業上、技術上、財産上、その他有益な情報および秘密とされるべき情報をいいます。ただし、そのうち開示することとなった当事者が事前に秘密情報から除外することにつき承諾した情報については除外します。

2 個人情報とは、利用者および当社が、相手方から提供された情報および本規約に関連する情報、ならびにその関係者に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できない場合であってもほかの情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいいます。

第10条（秘密情報等の開示、漏えい、目的外使用の禁止）

利用者および当社は、秘密情報・個人情報について厳密に秘密を保持し、第三者へ開示または漏えいしてはならず、また、本規約の目的以外に使用しないものとします。

第11条（個人情報の取扱い）

1 当社は、本規約のほか、個人情報保護方針に従って個人情報を取り扱います。

2 利用者は、本サービスの利用の前に、当社ホームページ上で個人情報保護方針を必ず確認し、その内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。本サービスの利用を開始した場合、個人情報保護方針に同意したものとみなされます。※当社個人情報保護方針 (<https://corp.shikigaku.jp/privacy>)

3 利用者は、本サービスを通じて得た当社およびその関係者に係る個人情報に関し、本サービスの利用の範囲内においてのみ利用することができ、それ以外の利用はできないものとします。

第12条（契約解除）

1 利用者が支払期日までに本サービスの料金の支払いを1回でも行わない場合、当社は、催告を要することなく、直ちに、当該利用者との契約を解除することができるものとします。契約が解除された場合、当社は未履行の役務提供を含むすべての義務を免れるものとし、利用者は、当社による役務提供がされているかどうかにかかわらず、当該契約で定められた料金全額（既払い部分を除く）を支払う義務を負うものとします。

2 利用者は、次の各号に該当する行為をしてはいけません。なお、利用者が本条項に反した行為を行った場合、当社は、催告を要することなく、直ちに該当利用者との契約を解除することができるものとします。契約が解除された場合、当社は未履行の役務提

供を含むすべての義務を免れるものとし、利用者は、当社による役務提供がされているかどうかにかかわらず、当該契約で定められた料金全額（既払い部分を除く）を支払う義務を負うものとします。また、利用者の行為によって当社に損害が生じたときは、契約が解除されたとしても、利用者は、その損害を賠償する責任を免れることはできません。

- ① 当社またはその関係者の財産、プライバシーを侵害し、または損害するおそれのある行為
- ② 当社またはその関係者を誹謗中傷し、または名誉を傷つける行為
- ③ 本規約に違反し、または違反するおそれのある行為
- ④ 法令に違反し、または違反するおそれのある行為
- ⑤ 利用者が反社会勢力（第15条第1項で定めます）に属する、または、属すると認められる行為および反社会的勢力の補助等の当該活動に加担する行為
- ⑥ 事前の書面の承諾なく本サービス内で伝えるノウハウを利用者が属する組織以外で再利用する行為（有償・無償問わず、セミナーや講演会等も含む）
- ⑦ 本サービス内容の録画行為
- ⑧ 復習を行う目的以外での本サービス内容の録音行為その他前各号に準ずる行為

第13条（退職勧奨、直接雇用の勧誘等の禁止）

1 利用者は、当社（株式会社識学）及び当社パートナー企業（株式会社 P-UP neo）の従業員（退職日から1年間を経過していない者を含む）を、利用者（関連会社を含む。以下同じ）で雇用すること、又は利用者と業務委託契約、その他の当該従業員が関連する何らかの役務を提供する業務を行う契約を締結してはならないものとします。

2 利用者が前項に違反したときは、利用者は当社又は当社パートナー企業に対し、違約金として、金 600 万円又は当該従業員等の前の1年間の報酬額（賞与金額を含む。）相当の金額のいずれか高い金額を違約金として支払うものとします。

第14条（競業避止義務）

利用者は、本契約期間中および本契約終了後3年間は、当社が提供する本サービスと同一または市場が競合する事業を、自ら営まず、また、第三者が営む当該事業に関与（業務委託契約、雇用契約、その他契約名称の如何を問いません）をしてはなりません。

第15条（反社会的勢力の排除）

1 利用者および当社は、それぞれの相手方またはその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに書面による通知をもって、本契約を解除することができるものとします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」といいます）に属すると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑥ 自らまたは第三者を利用して、相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

2 利用者および当社は、前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じて何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償しなければならないものとします。

第16条（免責事項）

1 当社は利用者に対して本サービスに関して情報を提供するにあたってはその正確性および網羅性について精査するよう努めますが、当社はこれらの事項について保証するものではなく、利用者が当該情報を利用した結果として一定の成果が得られることを保証するものではありません。利用者は当社が本サービスを通じて提供した情報について、自己の判断と責任において利用するものとします。したがって、当社が提供した情報に不備があり、または利用者が当該情報を利用した結果として期待した成果が得られなかったとしても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

2 当社による本サービスの提供に関し、利用者または利用者の関連会社、それらの役員、従業員、代理人およびアドバイザー（以下「利用者関係者」といいます）が何らかの損失、損害または費用（弁護士費用を含む）を被った場合でも、当社または当社の役員若しくは従業員に故意または重過失による本契約または法令の違反がある場合を除き、利用者関係者は、当社または当社の当社関係者に対し何らの請求を行うことはできず、当社はこれらにつき一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、パートナー商品の瑕疵、バグ、機能不全、一時的な中断、提供終了、その他パートナー商品に起因・関連して利用者が生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4 本契約に関連して当社が利用者に対して賠償責任を負う場合であっても、直接、通常かつ現実に生じた損害についてのみ賠償責任を負うものとし、その賠償額は当該損害発生までに当社が利用者から現実に収受した料金の総額を上限とします。

第17条（権利の帰属）

1 利用者は、(i) 当社が本サービスに関して利用者に対して提供する資料、ノウハウ、その他の情報（書面、電子的記録、口頭その他の方法で提供されるものを含みます。）に係る知的財産権（著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）ならびに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の知的財産権およびこれらを受ける権利、ノウハウを含みます。以下「本知的財産権」といいます。）が当社に帰属していること、(ii) 利用者は本規約その他の書面または電磁的記録（以下「書面等」といいます。）により当社が明示的に許諾した範囲でのみ本知的財産権を利用することができること、ならびに(iii) 当社が書面等により明示的に別段の意思表示を行った場合を除き、これらの権利が利用者に帰属および移転しないことを確認し、予め同意するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、本役務の提供に際して新たに作成される次の各号に掲げる成果物に係る知的財産権については、利用者に帰属するものとします。ただし、汎用的に利用可能な成果部分についてはこの限りでなく、当該成果部分に係る知的財産権については当社に留保されるものとし、前項に準じて利用者は当該成果部分を利用することができるものとします。

- ① マーケティング戦略設定で作成した資料および当該資料に含まれる情報（戦略設計図、フレームワーク等）
- ② 本役務の提供の過程で得た利用者の見込み顧客に係る情報
- ③ その他、広告クリエイティブや見込み顧客獲得のためのデジタルコンテンツ

第18条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利若しくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第19条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第20条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所、東京簡易裁判所または立川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（存続条項）

第3条第3項および第4項、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第20条および本条の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとします。

【2025年3月13日 改定】

【2025年5月28日 改定】

【2025年6月25日 改定】

【2026年6月5日 改定】

【2026年8月12日 改定】